

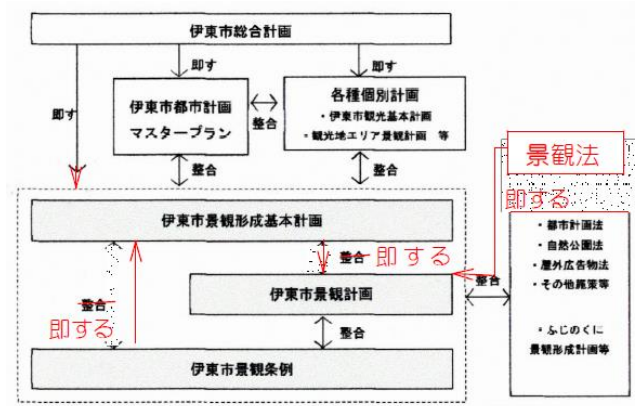
パブリックコメント手続の実施結果について

- ・案件名 伊東市景観計画改定案
- ・実施期間 令和3年2月2日（火）から令和3年3月3日（水）まで
- ・担当課 建設部都市計画課
- ・意見提出数 1人・5件

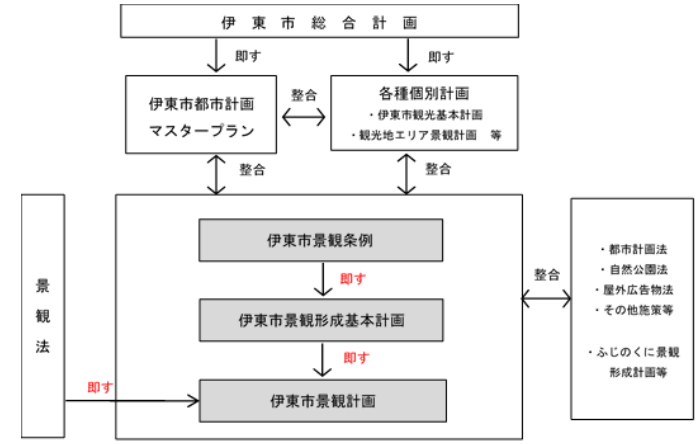
「伊東市景観計画改定案」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	区分	意見内容	市の考え方
1	計画の位置付け (改定案 P1)	<p>【「計画の位置付け」の図について】</p> <p>「景観形成基本計画」は、「景観条例」を根拠条例として定めるので、整合ではなく、「即する」（あるいは「基づく」）とした方がよいと思います。</p> <p>「景観計画」は、「景観法」を根拠法として定めるので、「景観法」を抜き出して「即する」（あるいは「基づく」）とした方がよいと思います。</p> <p>景観条例において、「景観形成基本計画に即して景観計画を定める」とあるので、条例のとおり、「即す」とした方がよいと思います。</p> <p>あまり煩雑にしまうとわかりにくくなるが、「景観形成基本計画」の位置付けを示す図なので、その根拠については、「整合」としてひとくくりにするのではなく、できるだけ正確な表現の方がよいと思いま</p>	<p>計画の位置付け図における説明の用語について、いただいた御意見を参考とし、あらためて、「即す」については根拠法等による上位又は下位の位置付けがされる等により相互にずれや矛盾が無いこととし、「整合」については上位又は下位の定め等に拠らずに相互にずれや矛盾が無いこととし、次のとおりいたします。</p> <p>(1)「景観形成基本計画」と「景観条例」の関係については、「即す」に修正します。</p> <p>(2)「景観法」と「景観計画」の関係については、「景観法」を他の法令等から独立させるとともに、「即す」に修正します。</p> <p>(3)「景観形成基本計画」と「景観計画」の関係については、「即す」に修正します。</p>

す。



また、位置付け図は、次のとおり修正します。



2	<p>4 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 (2) 行為の制限 (改定案 P8)</p>	<p>「……②大規模建築などの誘導景観」を「……イ大規模建築などの誘導景観」に修正する。</p> <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観成形基本計画（案）では、「イ大規模建築などの誘導景観」となっています。 ・景観成形基本計画（案）の見直し前では、「②大規模建築などの誘導景観」となっていましたので、ケアレスミスではないでしょうか。 	<p>いただいた御意見のとおり、文中「②」を「イ」に変更します。</p>
3	<p>7 景観重要公共施設の整備に関する事項 (2) 重要公共施設候補地の名称 (改定案 P21)</p>	<p>「烏川」「伊東仲川」「伊東宮川」を追加記載する。</p> <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇佐美地区は、その地形的な特徴から、「烏川」「伊東仲川」「伊東宮川」の3河川によって形成されてきたと言っても過言ではありません。故に住民に親しまれていることはもちろん、住民総出で相当の年数、これら河川の美化活動（清掃）が継続して行われています。また、親しまれている河川ということと同時に、住民の生活に密着した河川ということができません。 ・「都市計画マスタープラン」では、宇佐美地区の将来の地域構造の考え方として、「3河川（烏川、伊東仲川、伊東宮川）を軸にして、まとまりのある住区を 	<p>景観重要公共施設候補地への「烏川」、「伊東仲川」及び「伊東宮川」の追加については、伊東市都市計画マスタープランにおいて、「伊東宮川、伊東仲川、烏川は、上流域の自然環境を保全するとともに、中下流域では、水質汚濁を防止し、水辺景観や親水性を向上します。」としていること、住民の生活に密着した河川で地域住民による美化活動（清掃）が継続的に行われていること、河川の一部に既に親水護岸や魚道等が整備されていることから、いただいた御意見のとおり、追加します。</p>

		<p>形成していきます。」とあることから、これと整合をとる意味からも上記3 河川を追加の方がよいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住区の形成は、まぎれもなく地域住民の日常生活に密接に関わる事項です。この住区の形成に、上記3 河川を軸とするとしているのですから、景観の観点からも「景観重要公共施設（候補）」として、記載した方がよいと思います。 	
4	<p>7 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>(2)重要公共施設候補地の名称</p> <p>(改定案 P22)</p>	<p>景観重要公共施設（候補地）の位置図に「烏川」「伊東仲川」「伊東宮川」を追加記載する。</p> <p><理由等></p> <p>No.3 と同じ</p>	<p>景観重要公共施設（候補地）位置図への「烏川」、「伊東仲川」及び「伊東宮川」の追加については、No.3 のとおり、「烏川」、「伊東仲川」及び「伊東宮川」を景観重要公共施設の候補地に追加することから、いただいた御意見のとおり、追加記載します。</p>
5	<p>7 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>(3)重要公共施設候補地の概要</p>	<p>烏川・伊東仲川・伊東宮川</p> <p>烏川、伊東仲川、伊東宮川の3 河川による幾たびかの氾濫を繰り返しながら、扇状地として宇佐美地区が形成されてきた歴史があり、親しまれ、住民生活に密接に結びつく河川となっている。</p> <p>上記の記載及び写真を追加する。</p> <p><理由等></p>	<p>景観重要公共施設候補地の概要への「烏川」、「伊東仲川」及び「伊東宮川」の追加記載については、No.3 のとおり、「烏川」、「伊東仲川」及び「伊東宮川」を景観重要公共施設の候補地に追加することから、いただいた御意見を踏まえ、下記のとおり、追加記載します。</p> <p>「宇佐美の市街地は烏川、伊東仲川及び伊東宮川によって形成した扇状地上に発達しており、3 河川は住民生</p>

	(改定案 P24)	No. 3 と同じ	活に密着していることから地域住民による河川の美化活動（清掃）が継続して行われている。また、烏川には水辺に親しめる空間を確保するための親水護岸が整備されている。」
--	-----------	-----------	--